

住 宅 第 3 8 2 号
平成13年 6 月12日

各支庁建設指導課長 様

住 宅 課 長

公営住宅家賃に関する事務処理等について

このことについて、平成13年度会計実地検査において、他都府県の事例なども含め、次のような指導情報を得ましたので、管下市町村（事業主体）に対して周知するとともに、今後の参考としていただくようお願いいたします。

記

- 1 収入申告の時期について
収入申告の基準日は毎年10月1日であることから、収入申告書の提出期限は10月1日以前であるべきこと。
- 2 補助申請の基準日について
平成12年度以降は補助申請基準日の特例措置はないことから、収入未申告者等の取扱いは補助要綱等に基づいて適正に行われるべきこと。
- 3 収入未申告者の家賃について
収入未申告者に近傍同種の住宅の家賃を適用していない事業主体があるが、収入未申告者に対しては法の趣旨に沿った適切な措置をとるべきこと。
- 4 収入超過者・高額所得者の認定について
収入超過者・高額所得者の認定を行っていない事業主体、認定を行っていても明渡請求等を含めた事後措置がされていない事業主体があるが、収入超過者・高額所得者に対しては法の趣旨に沿った適切な措置をとるべきこと。
また、収入未申告者に対しても、収入調査を行った上で所要の措置をとるべきこと。
- 5 家賃滞納者に対する措置について
家賃の滞納は、入居者間の公平を欠くこととなるので、滞納者に対しては法の趣旨に沿った適切な措置をとるべきこと。

(家賃管理係)